

インフルエンザによる出席停止の通知書

新町こども園  
園長 原 隆人

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条の規定（保育所等においても準用することとされています）により、他の人に感染させる恐れのある期間は、出席停止とします。その期間の基準は次のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞  
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登所（園）するようにしてください。また、登所（園）にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、こども園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登所（園）が可能となった場合は、「証明書」の提出が必要となります。「証明書」が必要な場合は、こども園へご連絡ください。）

..... キ リ ト リ セ ン .....

保護者が記入

新町こども園 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 \_\_\_\_\_

1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_

2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日：令和 年 月 日（ ）

（登園再開には次の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下表に、「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日     : 令和     年     月     日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日 : 令和     年     月     日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印